

一般財団法人観光まちづくり佐伯財産管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 定款第51条に基づき、一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）の基本財産管理規程で定める財産以外の財産の管理方法に関し、他に特別の定めのあるものを除くほか、必要な事項を次のとおり定める。

(財産の分類)

第2条 この規程における財産は、次に掲げるものをいう。

(1) 特定資産

- ア. 特定目的のための積立金
- イ. 中小企業退職金共済等掛金準備積立金

(2) その他固定資産

- ア. 土地
- イ. 建物
- ウ. 構築物
- エ. 機械器具、装置
- オ. 備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。）
- カ. 車両及び運搬具
- キ. 借地権
- ク. 電話加入権
- ケ. 敷金
- コ. 保証金
- サ. 有価証券
- シ. 株式

(重要財産)

第3条 前条の財産のうち、次のものは評議員会規程第12条第12号の重要な財産とする。

(1) 特定資産

(2) 土地

(3) 建物

(4) 土地及び建物を除くその他の固定資産（耐用年数が経過したものを除く）で、そのときの評価額が100万円以上のもの。

(管理の責任)

第4条 財産の管理責任者は、理事長とする。

- 2 理事長は、業務執行理事に財産の管理事務を行わせることができる。

3 財産の保管責任者は、総務課長とする。

4 保管責任者は、財産の維持及び保全について責任をもって点検し、維持するように努めなければならない。

(積立金台帳)

第5条 第2条第1号の特定資産は、その目的ごとに積立金台帳を備え、それにより管理をしなければならない。

2 前項の資産は、預金又は金銭信託により保有しなければならない。

(固定資産台帳)

第6条 第2条第2号のその他固定資産は、その区分ごとに台帳を備え、その増減を記帳整理しなければならない。

2 財産の保管責任者は、財産に移動があった都度又は月末に記帳整理し、常に財産整理の状況を把握しておかなければならない。

(不動産)

第7条 不動産は、登記をしなければならない。

(有価証券)

第8条 有価証券は、国債、地方債、特別の法律による法人が発行する債券に限ることとし、金融機関に保護預かり契約をし、又は登録機関に登録するものとする。

2 記名式とされるものは、全て記名するものとする。

(理事会等への報告)

第9条 理事長は、財産の管理状況について、年1回以上、理事会及び評議員会に報告しなければならない。

(財産の取得価格)

第10条 財産の取得価額は、次によるものとする。

(1) 製作又は建設したものは、直接原価及び付帯経費

(2) 購入したものは、購入価格及び付帯経費

(3) 無償で取得したものは、取得時の時価

(4) 交換によるものは、交換提供物の帳簿価格

(改正)

第11条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

1. この規程は、令和6年3月11日から施行する